

岸和田市農業経営
基盤強化促進基本構想

岸 和 田 市
令和6年3月改正

はじめに

最近の農業をとりまく環境は、都市化の進展等に伴い非常に厳しい状況にはあるが、本市の場合は、都市近郊の有利な立地条件を生かして意欲的な農業経営を行っている農家が多数あり、府内でも有数の生鮮食料生産基地となっている。

本市としてはその実績を踏まえ、当地域の農業を大阪府内の農業をリードする活力ある産業として位置づけ、新たな施策の展開を図る必要がある。

そのために、農業者が他産業従事者と遜色のない所得と労働時間で、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び担い手の確保等を図り、本市の農業振興に努めることを基本とし、農業経営基盤強化促進法第6条第1項及び大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、平成7年に策定し、その後、平成19年、22年、23年、26年に見直した岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想を再度見直し、本基本構想を策定したものである。

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第2	農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1	営農類型ごとの経営規模の指標	6
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標	8
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	本市が主体的に行う取組	9
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	9
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	10
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	地域計画推進事業に関する事項	12
2	農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項	12
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準・その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	12
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	15
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	15
第7	その他	17
附 則		17

農業経営基盤強化促進基本構想

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 岸和田市は都市近郊の立地条件を生かして、水稻、果樹、野菜、花き、酪農、養鶏、施設園芸などの多岐にわたる経営が行われている。

特に、本市は農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用を進めてきたため、農業の生産力は高く、府下有数の生鮮食料の供給基地となっている。

本市としては農地開発事業や基盤整備を積極的に導入し、農業生産の基盤となる優良農地の確保と集団化を行い、担い手確保や農作業の効率化を図ってきたところである。

現在、岸和田丘陵地区において、府営土地改良事業による総合的な基盤整備に着手しており(平成26年3月計画確定)、農地中間管理事業による地区内外の担い手や農業法人に対して集積を図り、新たな農業振興の拠点と位置付け事業推進をしている。また岸和田丘陵土地改良区を設立し(平成26年3月設立)、持続可能な優良農地の確保に向け事業を推進していく。

2 本市の農業構造については、都市化の進展により農家数の減少や兼業化が進んできているが、近年、企業的経営を目指した青年やUターン者の就農が増加傾向にある。

農家の高齢化に伴い、農地の流動化等についてもこれらの意欲の高い農家への集積が進む可能性が高まっていくものと思われたが、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化はこれまで大きな進展をみないまま推移してきた。近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用を図る農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は農業経営体(認定農業者)等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

3 本市としては、農業の役割を人間の生活に欠かせない食料の安定供給、都市全体の良好な生活環境の保全、教育的機能を提供するものとして位置付けている。

したがって、今後ともこれらの役割を十分果たしていくために、農業振興地域では主要な農業生産の場として農業振興と農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)に基づく農地中間管理事業を活用した担い手への利用集積、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」(平成20年4月施行。以下「府条例」という。)に基づく「農空間保全地域制度」の活用を図る。

また、農業振興地域外でも可能な限り生産環境が維持できるように農空間保全地域制度の活用等による土地利用を進める。また、併せて市民に快適な都市空間を提供するとともに、市民ニーズに対応したレクリエーション機能や教育機能を持たせた農業の育成に努めることを基本方針とする。

4 本市は、このような地域の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(既ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

本市での経営指標は、地域における他産業従事者並みの年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)、年間所得(主たる従事者1人当たり550万円以上)を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体为本市における農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

また、農業の産業としての規模を維持する主役を

- (1) 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体
- (2) 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織
- (3) 高収益を目指して農業に参入する個人・法人
- (4) 府条例に基づく大阪版認定農業者
- (5) 中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者、農福連携に取り組む事業者など、農業参入を目指す都市住民や法人等の地域の実態に応じた多様な担い手

とし、(1)及び(2)の農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、(3)及び(4)、(5)については農業への参入を支援するほか、営農に意欲的な者に対しては経営規模拡大等を促し、(1)及び(2)に続く”農業者”の育成を図る。

- 5 本市は、農業経営者の意向を尊重しつつ、農用地の保有及び利用の現況と将来を見通し、農用地の確保及び集積を図るとともに、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲のあるものが農業経営の発展をめざすに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（法第4条第3項に規定する事業をいう。）を実施する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業経営体に対し、集落を中心とした土地利用調整に基づき、利用権や農地中間管理権の設定、農作業の受委託を促進し、実質的な経営規模の拡大と併せて農用地の集団化した利用の促進を図る。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本構想その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

- 6 認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入を促進するとともに、集落営農や水稻を中心とした農作業受託に取り組む経営体の育成により、農地の保全と活用を推進していく。

なお、利用権と農地中間管理権の設定支援にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。

地域での話し合いを進めるにあたっては、法第19条の地域計画の策定・見直しをベースに、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農者の育成、集落営農の組織化・法人化、多様な担い手による農業への新規参入の促進等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

- 7 本市の農業振興地域整備計画、その他本市の農業に関する計画の達成に資するため、その軸となる農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本構想をここに制定し、地域農業者等の理解、及び関係機関並びに関係団体の協力を得つつ、その円滑な推進を図るものとする。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

本市は、従来からの基幹作物である水なす・軟弱野菜等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（１）に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

（３）確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（以下「府基本方針」という。）に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約 3,600 件を確保・育成する目標を踏まえ、本市において年間 8 人の当該青年等の確保を目標とする。

（４）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営安定の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については市や農業委員会による紹介、技術・経営面については大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課（以下「農の普及課」という。）や、大阪府家畜保健衛生所、いずみの農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模の指標

営農類型

No	経営類型	規模実面積 (a)			内 容	備 考
			露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱野菜専作)				しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120 a	
2	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅰ)				水なす ハウス 20 a しゅんぎくハウス 20 a	
3	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅱ)	20		20	水なすハウス 20 a しゅんぎくハウス 20 a	スマート技術 (複合環境制御、CO ₂ 施用、赤色LED等)
4	野菜専作Ⅲ (有機農業)	60	40	20	トマト ハウス 20 a しゅんぎくハウス 20 a きゅうり 露地 20 a さといも 露地 20 a 玉ねぎ 露地 20 a	有機 JAS 認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り収穫
5	果樹専作 (ハウスぶどう)	100		100	デラウエア 加温 20a 2重被覆 20 a 1重被覆 20 a 巨峰系4倍体品種 2重被覆 20 a シャインマスカット 2重被覆 20 a	規模実面積は成園のみ
6	花き専作 (切花専作)	40	20	20	球根類(フリージア等) ハウス 20 a けいとうハウス 20 a (被覆フィルム除去後) 露地 20 a	
7	養鶏	33	0	33	採卵鶏 5,200 頭 育雛 1,300 頭	鶏舎 2,700 m ² 鶏糞処理施設 600 m ²

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1) 生産方式

1) 水 稲

高品質米生産を進めるため、適正品種の選定と品種にあった栽培技術の普及及び大規模共同利用施設による省力化を図る。

2) 野 菜

都市立地の優位性を活かし、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図るとともに、省力化を図るため、スマート技術の導入等による生産性の向上や雇用労力の活用を見込んだ生産方式の導入を推進する。また、経営体の規模拡大や労力負担の軽減を図るため、高能率機械施設の共同利用や地域間、作物間における労働力調整システム作りを進める。また、有機農産物等に対するニーズに応えるため、環境保全型農業の推進を図る。

3) 花 き

消費者ニーズの動向に即した新品種、品目の導入を進めるとともに、卸売市場の大規模化に対応するため、共選共販を進める。また、セル成型苗（プラグ苗）利用や自動防除等、共同機械施設の導入を図り、省力化、低コスト化を進める。

4) 果 樹

高級品種の導入、施設栽培、完熟栽培、品種の統一等を図りブランド化をすすめ消費者ニーズに対応した産地作りを基本とする。産地作りにおいては共同利用機械施設、とりわけ防除機械施設の導入及び園地内における作業道等の整備を進め、省力化、低コスト化を図る。また販売においては、共同出荷体制の充実を図り共同出荷の推進と併せ産地直売を進め収益性の向上を図る。

5) 畜 産

近代的な飼養管理施設の導入により、省力化・合理化を図るとともに、環境に配慮した都市における畜産を可能にする飼養環境の整備、受精卵移植等の生産新技術の導入を推進する。

6) 観光農業

消費者のニーズと周年運営を考えた品目、品種の導入、栽培技術の導入を進める。また農業公園や市民農園、他の観光施設との連携、史跡や自然景観等の活用など多様な集客対策を推進する。

7) 有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、脱炭素やエシカル消費を嗜好する消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 土地基盤

地域の条件を生かすとともに、多様なニーズに対して、効率的な機械化作業体系の導入等を可能とする土地基盤整備とほ場の集団化を図る。

(3) 供給方式

市の野菜産地の安定化を図る野菜価格安定対策を推進するとともに、市内農産物のブランド化を進める。また、食に対する多様なニーズを重視し、予冷库等の整備や包装資材の利用による鮮度保持に努め、契約生産や産地直売等の多様な供給方式を促進する。

(4) 経営管理の方法

簿記記帳の導入や納税の青色申告の導入をはじめ、経営の合理化、健全化を進める。経営の体質強化を図るため、経営管理能力の向上や雇用労働管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。

(5) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、雇用労働力確保の充実を図るとともに、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入など、労働条件の改善を進める。また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用に努める。

(6) 都市住民の農業参画

本市の農地の保全と活用を図っていくためには、単に農業経営体の育成だけでなく、農家女性、高齢者、非農家などの補助労働力の協力も不可欠である。そのため、都市住民を対象とした農業経営講座を開催し、本格的な農業技術の習得を目指してきた。現在、技術習得した卒業生で「農業応援団」を組織化し遊休農地の管理及び農空間保全活動を展開している。今後も継続して活動できるよう支援していく。

(7) 「地産地消」の推進

地産地消は消費者の食に対する、安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者相互理解を深める取り組みとして期待されている。そのため、地産地消を基軸に安全・安心な食料供給システムの構築をめざし、またブランド化等の推進を図る。今後の地産地消を推進するために、道の駅「愛彩ランド」を農業拠点施設として位置付け、生産者と消費者・地域住民と都市住民を結びつける場として相互理解と交流を図り、地域自給率を高める。また、学校給食における地域食材の利用促進を図り、食育食農を推進・地域文化の継承を図る。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の4に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的

な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農の普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用システムを整備する。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行うものとする。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農の普及課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

特にいずみの農業協同組合が実施する就農希望者向けの研修等と密接に連携して、農地の紹介・あっせんや青年等就農計画の作成支援、就農後の定着等サポートを一元的に行えるよう、本市が主体となって、農の普及課、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して農業を担う者の受入から定着までを一貫して支援を行うものとする。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や大阪府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農の普及課、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等について役割を分担して実施する。

- (1) 市農業委員会、農地中間管理機構、府農業会議は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市農業委員会、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、大阪府および農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標を概ね49%程度とする。

この目標を達成するため、本市が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を促進するとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な農業経営体への集積・集約が難しい地域等では、その他の経営体も含めた農地利用を推進する等、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

なお、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地域（ただし生産緑地を除く）を策定対象とするなど、地域の現状に則し策定を進めていく。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、施設作物を中心とした農業生産が展開されており、農用地の利用については

認定農業者等を中心とした担い手への集積を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年で離農等によりかなりの農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ遊休農地化し、本市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の大宗を面的に集積することを誘導する等とともに、農地中間管理機構との連携や農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- 1) 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- 2) 大阪版認定農業者の育成
- 3) 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- 4) 農地中間管理機構の活用による農地の面的集積の促進
- 5) 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- 6) 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- 7) 地域計画の推進

なお、これらの施策の円滑な推進のため、本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地集積の加速を図る。

- 8) 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めること

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、府基本方針の第6の1「農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、農用地の分散錯圃状態の解消の必要性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

参加者については、農業者、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農の普及課、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応は市農林水産課にて行う。

(2) 第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう土地改良区、いずれの農業協同組合の支店の範囲を地域計画の区域の基準とする。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

(3) その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、農の普及課・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、府内一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準・その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため行う自主的な努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（2～3集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用及び農業経営の改善を図るうえで必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- 1) 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - ② 農用地利用改善事業の実施区域
 - ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
- 2) 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- 1) (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定（農地経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6-1）の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- 2) 本市は、1)の申請があった場合、その内容を審査し当該申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものである。
 - ① 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - ② (4)の1)の②の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ③ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ④ (4)の1)④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - ⑤ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。
- 3) 本市は、2)の認定をしたときは、その旨及び当該認定にかかる農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告するものとする。
- 4) 1)～3)の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- 1) (5) の 1) に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 1 1 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- 2) 1) の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の 1) に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ① 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - ② 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ③ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
 - ④ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- 3) 本市は、2) に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の 1) の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の 2) に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の 1) の認定をする。
 - ① 2) の②に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - ② 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- 4) (6) の 1) の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- 1) (5) の 2) の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。
- 2) 1) の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- 3) 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- 1) 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努めるものとする。
- 2) 本市は、(5)の1)に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(一財)大阪府みどり公社）の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、以下のとおり、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の促進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 地力維持培養及び推きゅう肥・副産物の有効活用

本市は、地力の維持培養と推きゅう肥・副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等推きゅう肥の施用の円滑な促進と稲・麦わら・作物残さ等の有効活用を推進し、異なる経営部門間の複合を積極的に推進するものとする。

(2) 生産組織及び農業後継者の育成

本市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の研修受講、農業後継者及び青年農業経営者の自主的集団活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

(3) 農産物の流通の改善

本市は、生産された農産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、地産地消の推進、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講じブランド化の定着を図る。

(4) 農村女性活動の促進

本市は、農村女性で構成する自主的集団活動等に対し必要な支援・援助を積極的に行うものとする。

(5) 農用地の利用度の向上

本市は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構その他農業に課する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(6) 関連施策の推進

- 1) 本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- 2) 本市は、国庫補助事業その他助成事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを配慮して行うものとする。
- 3) 1) 及び 2) に定める者のほか、本市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の円滑な推進にすることとなるように配慮するものとする。
- 4) 本市の丘陵地区では、都市と調和した農空間の活用などを目標に「農整備エリア」、「自然保全エリア」、「都市整備エリア」に区分し、「農整備エリア」では、農地の区画整理や集落道路の整備を総合的に行っており、担い手の規模拡大や意欲的な農家の集約、企業参入の促進を積極的に推進するものとする。また、暮らしに「農」や「自然」を取り込んだライフスタイル等を実現するため、岸和田 Green Village 構想に掲げるプロジェクトを重層的に展開する。

(7) 推進体制等

1) 事業推進体制等

本市は、市職員、農業委員会、大阪府等の関係機関の職員及び農業協同組合、土地改良区等の関係農業団体の役職員並びに農業者の代表者等をもって構成する岸和田市経営生産対策推進会議において農業経営基盤強化促進事業の円滑、かつ効果的な実施及びその推進方策について協議するものとする。

2) 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、農空間保全委員会、農業再生協議会のもとで、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年1月11日から施行する。
- 2 岸和田市農用地利用増進事業実施方針（平成3年5月15日大阪府知事承認）は、廃止する。
- 3 この基本構想は、平成19年3月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成23年7月1日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和6年3月31日から施行する。